

浜松学院大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、浜松学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学は、学則第 1 章総則に明記する、「思いやり、判断力、創造力と実践力、コミュニケーション能力」及び建学の精神である「誠を興す」を兼備した職業人を、広く地域社会に送り出すことを教育目的・目標とし、大学案内、ホームページ、学生便覧、「学生生活ガイドブック」「浜松学院大学だより」などの媒体を通して学内外に向けた継続的な広報活動を行っている。

大学は、1 学部（現代コミュニケーション学部）に 2 学科（地域共創学科・子どもコミュニケーション学科）を置き、附属機関として「地域共創センター」を有する。

一方、学生確保が喫緊の課題であるため、地域共創学科の定員を減じて子どもコミュニケーション学科に小学校教員養成課程を平成 23(2012)年度に新設する。更に、大学の魅力づくりに向けて、①特色あるキャリア教育（文部科学省 大学教育・学生支援推進事業「ニーズの多様性に対応するオーダーメイド型の就職支援」）の積極的展開や、②「学習支援センター」が行う入学生対象の国語、数学、英語のリメディアル教育、③少人数制における学習効果を高める「基礎演習」「主題演習」「ゼミナール」を展開している。また、全学生を対象とした共通教育（基本教育科目）と学科専門科目（導入、基礎、基幹、展開）を土台に教育課程が編成されるとともに、共通教育担当者会議のもとに教養教育などが管理運営されている。

更に、地域共創学科の理念を具現化した「地域共創センター」は、学生及び教職員が経営、多文化、心理、子どもの分野で地域と連携し、浜松短期大学時代から継承される専門的実務能力（能く生きる）と豊かな人間性をもとにした共生協調の能力（善く生きる）の精神を練磨する推進役を果たそうとしている。そして地域課題でもある定住外国人の子どもたちの生活上の支援をする「HGU コミュニティキッズ教室」や「子育て支援」など文部科学省の委託事業を展開している。

教員は大学設置基準に準じて配置される中で、新規採用では年齢構成改善の努力がなされている。

教育研究支援の各部門には職員担当者が適切に配置されるとともに、職員の専門的能力向上を図る SD(Staff Development)研修も計画的になされている。

大学全体にわたる管理運営体制は規定に基づき適切に運営されており、理事会は適切に機能している。一方、大学は財務状況の健全化を図るための「興誠学園経営改善計画（まことプラン）」を策定し、理事長のもとに収支の均衡に向け、管理部門と教学部門が連携して各年度の事業計画と予算案を作成している。

会計処理は、学校法人会計基準、学園経理規程などに基づき適正に行われており、公認会計士及び監事による監査も適正に行われている。また、財務情報の公開は、情報内容において経年比較、財務比率などの分析内容をわかりやすく説明する工夫が必要ではあるが、学園掲示板、ホームページなどで一定レベルの公開をしている。外部資金面では、科学研究費補助金、受託事業の獲得に向けた取組み体制を整備している。

施設設備の安全性については、当地域が東海地震対策強化地域であることから、耐震化工事は一部の建物を除き整備されている。しかし、建物のバリアフリー化に向けた安全対策への配慮や、防災訓練などでは学生を加えた全学体制で実施することが望まれる。社会的機関として必要な組織倫理及び危機管理に関する諸規程が整備されており、責任体制を定めて教職員に周知徹底し、かつ適切に機能させている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

大学の建学の精神は、興誠学園の精神を引継ぐ「誠を興す」であり、「誠の精神により国家社会に貢献することのできる人材の育成」を教育の方針に掲げている。

また、基本理念は、①「誠の人」（責任ある自己実現と社会貢献）の人づくり、②専門的知識と技能を身につけた教養ある人材養成、③自然やいのちへの畏敬と文化創造への思索や態度の育成、の3点とし、実学による専門実務能力と共生協調の能力との一体化を図り、これを「能く生き、善く生きる」と表現している。このように、専門的実務能力（能く生きる）と共生協調能力（善く生きる）を兼備する人材の育成を目指している。

大学の使命・目的は、学則第1条に「高潔なる倫理観に立って他を思いやることができる真に豊かな人間性を涵養するとともに問題の本質を見極められる判断力、変化に対応できる想像力・実践力、更には多様なコミュニケーション能力を身につけた、地域社会と人類全体に貢献できる人材を育成する」と定めている。

これらは、大学案内やホームページ、各学年のオリエンテーション時に配付する「学生便覧・学生生活ガイドブック」「浜松学院大学だより」や学園内での掲示を通して学内外に示され、建学の精神や基本理念などの普及に向けた意図的かつ継続的な広報活動がなされている。更に、開学以来7年が経過し、教員構成が変化する中で実施される新規採用教員研修、系列の中学校、高等学校との連携事業や、短期大学部との共同事業を通して浸透を図っている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学の使命・目的の 1 つであるコミュニケーション能力を育み、建学の精神及び大学の基本理念に基づき、専門実務能力と共生協調能力を兼備する人材を養成するという目的達成のために大学は、現代コミュニケーション学科を、平成 20(2008)年度に改組し地域共創学科を開設した。平成 19(2007)年度開設の子どもコミュニケーション学科と併せて現在現代コミュニケーション学部 1 学部 2 学科から成る。更に、附属機関として「地域共創センター」を置いており、各組織の適切な連携が保たれている。

教養教育は、大学全体の共通教育のための「基本教育科目」により行われている。その検討は「共通教育会議」において行われており、各学科の運営協議会などにおける検討と併せて、教養教育を行うための組織上の措置はとられている。また、共通教育を補完するための「学習支援センター」も置いている。

大学の教育研究に関わる意思決定機関は、教授会が置かれているほか、教学の運営組織として運営会議が、教授会・運営会議・各部の調整機関として部長会議が置かれている。教授会を頂点にして教学の意思決定が統合的に行われ、各事業・プロジェクトも機能している。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神と大学の基本理念を受けて、更に各学科の教育の概念から「コミュニケーションと地域」をキーコンセプトに検討と改善を重ね、各学科の教育課程が体系的に編成されている。

教育課程については、共通教育会議と各学科運営協議会で問題点と編成方針を検討し教務部で最終的に決定している。両学科とも教育課程は、学部全体の共通教育であり「コミュニケーション・スキル」及び「現代社会と地域の理解」に関する科目群を特徴とする基本教育科目と、学科の専門（導入・基礎・基幹・展開）の各科目群で構成される専門教育科目により編成されている。少人数演習を中心に、地域をフィールドとした実学志向の教育課程を大学の特質とするため組織的に努力している。

教育目的の達成状況を点検・評価するため、学生の学習状況、資格取得、就職状況の調査及び学生の意識調査を行い、また早期退学者対応の観点からも点検・評価に取り組んでいる。

【改善を要する点】

- ・学部・学科の教育目的・人材養成の目的が定められていないので、学則などに定めるよう改善が必要である。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシー「地域の発展や教育・保育の仕事に関心を持ち、それらを理解するとともに、自らのコミュニケーション能力の向上に意欲を持ち、行動力を備えた者を求める」は、大学案内、学生便覧、入試要項などのほか、ホームページにもその理念が明示しており、各入試に適切に運用されている。

学習支援体制については、1 年次に国語・数学・英語の基礎学力に不安を持つ学生に対し、学習支援センターで基礎演習担当教員とセンター員が学習指導を行っている。また、少人数制の特色を生かす学習形態の工夫に努め、「基礎演習」「主題演習」(1、2 年次の導入教育)と「ゼミナールⅠ、Ⅱ」(3、4 年次)ではアドバイザーによる学業面や生活面での相談がなされており、オフィスアワーとの有機的な連携体制が構築されている。

学生へのサービス体制は、学生会と学生部で年 2 回、大学生生活向上に向けた情報交換が行われている。生活全般にわたる学生相談や健康相談体制も整備され、適切に運営されている。また、「エコアクション 21 推進学生委員会」は環境問題をテーマとして学生と教職員が協同で活動を開始している。

学生に対する就職・進学支援は、1 年次から 4 年次までのキャリアデザイン科目が設けられ、キャリア教育が充実している。また、文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業(学生支援プログラム)」に採用されたビジネスリテラシーの習得を目指すプログラムが 3 年次生を対象に展開されるなど充実している。

【優れた点】

- ・文部科学省「大学教育・学生支援推進事業(学生支援プログラム)」による大学独自の「ニーズの多様性に対応するオーダーメイド型の就職支援プログラム」を推進していることは高く評価できる。

【参考意見】

- ・平成 17(2005)年度以降、入学定員の未充足が続いているが、地域共創学科への改組転換及び子どもコミュニケーション学科への小学校教員養成課程新設などの取組みを通して入学定員の充足に向けた一層の努力が望まれる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教育課程遂行のために必要な教員は設置基準に準じて配置されている。また、教員を確保するための新規採用では年齢構成改善のための努力がなされている。

教員の採用や昇任については、規程の面で若干の課題があり、本来別組織であるべき大学と短期大学部とで規程上で教員の任用基準を明確に分けることが望ましい。

教員の教育担当時間数については、教員の負担軽減やバランスの是正に留意する必要がある。

教員の教育研究活動を支援する研究費は、財政上の措置として一律支給部分の引下げと「研究費増額申請制度」の傾斜配分部分の増額が行われているが、その区分支給は効果的に運用されている。

学生による授業評価アンケート調査とその結果の公表や FD(Faculty Development)活動の一環としての教員による授業参観・授業公開などが実施され、学生と教員間や教員相互のコミュニケーションを図る体制が整備されつつある。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学の事務組織と事務分掌は、「学園事務組織規程」に定めている。事務組織は併設の短期大学部と兼務しているが、職員の配置は、統一的に事務運営ができるよう、事務の効率化と連携が図られている。

職員の採用・昇任・異動についての規程は、現時点では整備されていないが、採用についてはその都度、法人本部において方針を定め、公募で行っている。昇任については、年齢を基準として、学長から理事長に内申し、理事長決裁により決定している。

職員の専門的能力を開発・向上する取組みとしては、SD(Staff Development)推進に関する規程が整備されている。日本私立大学協会などが主催する外部研修会への参加、法人全体の職場研修会を実施するなど、職員の能力向上に向けた取組みを行っている。

教育研究支援の各部門には、担当する職員を充当しており、教務部、研究部、FD 委員会などの会議に職員が参加し、教育研究支援が円滑、適切に行われるように整備されている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するために、大学全体としての管理運営体制は寄附行為・学則など諸規程に基づき適切に整備され、運営されている。現在、理事の定数 12 人のうち、学内者は 3 人であるが、近年、理事会構成員には現職の学内役職者をより多く充てて学内理事と学外理事との数的バランスをとる努力がなされている。また、学外の関係者から選出された理事からは法人の管理運営に対して積極的な協力を得ている。

法人の理事会、常任理事会、評議員会には大学の代表者が正規の構成員として関わり、学内理事として、その運営、審議に重要な役割を担っている。理事長と学長、法人と大学の連携も緊密に行われており、このような連携体制の中で、平成 20(2008)年度には、学生の確保、人件費などの抑制による収支バランスを考慮した「学園経営改善計画（まことプラン）」を策定し、管理部門と教学部門が、経営から教務までの情報、課題を共有し、それぞれの課題解決に取組み、更に各年度の事業計画と予算案を作成し、取組んでいる。平成 21(2009)年度は入学定員を削減することにより、学生定員充足率を改善している。

自己点検・評価活動を恒常的な体制のもとで実施しており、それを教育・研究・管理・運営の改善・向上につなげる仕組みを構築し、その結果を反映する努力が見られる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学の財務状況は、開学 2 年目の平成 17(2005)年度から入学定員を割っていることから、収支バランスに問題があるため、平成 20(2008)年度に「学園経営改善計画（まことプラン）」を策定し、学生の安定的な確保計画、給与などの抑制を行うなどの人件費の見直しにより、財政の安定化を図ろうと努力している。

会計処理については、学校法人会計基準、学園経理規程などに基づき適正に行われており、公認会計士及び監事による監査も適正に行われている。

財務情報の公開については、情報内容において経年比較、財務比率などの分析内容をよりわかりやすく説明する工夫が必要ではあるが、閲覧体制、学園掲示板、ホームページで一定レベルの公開をしている。

外部資金の導入に関しては、科学研究費補助金、受託事業の獲得に向けた取組み体制を整備している。特に、文部科学省の委託事業には開学以来積極的に取組んでおり、「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」をはじめ、多くの事業が採択されている。また、平成 21(2009)年度には文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業（学生支援推進プログラム）」に採択されている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地・校舎面積は、設置基準の必要条件を満たしている。保育系学科の教育の特性上、ピアノレッスン室を整備し、学生の自習と技術向上に有効利用されている。図書館の利用においては、学生・教職員への購入希望リクエスト制度の推進、授業時間中の図書館ツアーの実施など、図書館利用の利便性向上に努めている。また、地元地域の一般社会人や高校生にも開放している。

施設設備の安全性については、当地域が東海地震対策強化地域であることから、耐震化工事は一部の建物を除き整備されている。しかし、建物のバリアフリー化については、各階層への移動は階段で行っており、エレベータの設置など、安全対策への留意が必要である。

大学は市の中心部にあり、公共交通機関の利便性は良い。また、自然環境豊かな地であり、立地上恵まれた教育環境にある。学生は、キャンパス内にある樹齢 100 年のユーカリの大木をはじめ、多くの木々に囲まれた緑陰スペースや学生ラウンジなどで快適な学生生活を送っている。

平成 20(2009)年には、環境省の「エコアクション 21」の認証・登録を受け、教職員と学生とが一体となって環境活動に取り組んでいる。

【参考意見】

- ・現在は、車椅子を利用する学生、教職員がおらず、エレベータやスロープが未整備でも重大な問題が生じていない状態であるが、安全上の観点からバリアフリー化の整備を早急に実施することが望ましい。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

公開講座・特別講義や「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」、教員免許状更新講習、高大連携講座の実施など、大学が持っている物的・人的・知的資源を有効に地域社会に還元する努力がなされている。

静岡県西部地域の 8 大学で構成する「静岡県西部高等教育ネットワーク会議」に参画し、共同授業を行い、企業との関係では、地域の実務家による授業や地元企業へのインターンシップを実施し、適切な関係を構築している。

地域共創学科の理念を具体化した「地域共創センター」は、大学の地域貢献も目的として設立され、学生の学びも含めた地域貢献活動を展開している。教員の専門性を生かした

地域貢献プログラムなど、多彩な取組みが行われており、地域社会に積極的に貢献し、地域との協力関係が構築されている。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

大学の社会的機関として必要な組織倫理規程については、「学校法人興誠学園 公益通報に関する規程」、個人情報保護規程及び研究倫理規程などの諸規程を整備し、かつ責任体制を定めて教職員に周知している。

危機管理については、「学校法人興誠学園 防災管理規程」を定め、「浜松学院大学 危機管理計画」により被害及び影響を抑制するための体制と措置について明示し、対応機能の実質化を図っている。

ハラスメントへの対応では、セクシュアルハラスメントにとどまらずアカデミックハラスメント及びその他のハラスメントを含む人権保護のため、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針」「セクシュアル・ハラスメント調査委員会設置要項」、更に、ハラスメントのないキャンパスづくりのための「浜松学院大学 ハラスメント防止対策規程」を定め、学内ホームページに掲載して周知を図るとともに、防止対策委員会により相談や手続きなどについて説明を行っている。

研究論文集は毎年度刊行し、研究成果を学内外に発表するとともに研究・教育・社会貢献・各種行事などの情報を速やかに公開できる体制を整えている。一方、地元新聞社などの報道機関に取材を依頼するなど、マスメディアを通じた広報活動に積極的に取り組んでいる。また、近隣の高校などへの広報紙の配布やホームページの活用により、地域社会に大学の情報を発信し、更には「学生広報委員」による学生の視点からの広報活動も組入れている。

